

予告

2019 年度東日本大震災に関する 授業料減免措置についてお知らせ

東日本大震災で被災し、次のいずれかに該当し、且つ家庭の経済的困窮により修学困難な状態にある在学生に対し、本学奨学金により授業料を 2019 年度も減免する予定です。

- ① 主たる生計維持者が所有(2011 年度固定資産税に係る納税通知書等)し、且つ居住する家屋が全壊の場合(罹災証明書による)は、20 万円を後期授業料から減免する。
- ② 主たる生計維持者の死亡(死亡証明書による)の場合は、30 万円を後期授業料から減免する。
- ③ 福島原子力発電所の事故に伴う避難指示又は避難勧告(被災証明書等による)により、引き続き当該家屋に居住することが困難と認められる場合は、20 万円を後期授業料から減免する。

今後の予定

奨学金申込書配付: 5 月 23 日(木)～

申請期間: 5 月 27 日(月)～6 月 7 日(金)

※人間発達学科 3 年生で実習のため期限内に提出できない方は、事前に学生課に申し出てください。上記以外の方の期間外での提出は認められません。

詳細は、5 月 23 日(木)から配付する「2019 年度東日本大震災に関する授業料減免措置について」等の書類にて確認してください。